

令和6年度 第1回野木町上下水道料金等審議会 議事要旨

I. 日時 令和6年11月8日（金） 午後2時30分～午後4時

II. 場所 野木町役場 新館2階大会議室

III. 出席委員

寺内委員、在原委員、渡邊委員、針谷委員、梅澤委員、真瀬委員、
伊澤委員、館野委員、小関委員、梅津委員、三橋委員、小林委員

IV. 事務局

知久産業建設部長、針谷上下水道課長、北野業務係長、吉田水道係長、
岡田下水道係長、館野主査

V. 次第

1 開会

2 あいさつ

3 委嘱状の交付

4 諮問書の提出

5 会長・副会長の選出

6 議題

（1）野木町水道事業の現状について

（2）野木町下水道事業の現状について

7 閉会

VI. 議事内容

1 開会

2 あいさつ

【真瀬町長】

野木町上下水道料金等審議会の委員を委嘱させていただきましたところ、快諾の上ご出席賜りましたこと、心から感謝御礼申し上げます。

上水道におきましても、下水道におきましても、約半世紀ほどの歴史を持っておりまして、上水道の浄水場建設から約50年、そして、ローズタウンの下水道設置からも40年以上経っているという現実がございます。経年劣化はもとより、新設、そして、再構築という見返し、それから将来を見渡す時期にいたっていると思います。

今の料金に対しまして、皆様方の忌憚のないご意見を集約し、将来とも持続可能な上下水道事業が成り立つよう、活発なご意見を賜りながら、料金等のご審議いただく委員会であります。

3 委嘱状の交付

4 諮問書の提出

【真瀬町長】

野木町上下水道料金等審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項につきまして諮問いたします。

諮問の内容は、1として「適切な水道料金の水準について」、2として、「適切な下水道使用料の水準について」となります。

諮問趣旨といたしまして、上下水道事業の抱える様々な課題に対応し、将来にわたって安定的、持続的に両事業のサービスを提供していくことができるよう、当町の水道料金及び下水道使用料の適切な水準につきまして、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

5 会長・副会長の選出

会長に寺内委員、副会長に小関委員を選出

【寺内会長】

この度、野木町上下水道料金等審議会の会長を務めさせていただきます、町商工会会長の寺内です。どうぞよろしくお願いいたします。皆様のご協力によりまして、会長の重責を果たしたいと思っております。

また、委員の皆さんにおかれましては、審議会の運営を円滑に進められるよう、格段のご協力をお願い申し上げます。

6 議題

(1) 野木町水道事業の現状について

○資料「野木町給水区域図」を元に、野木町内の給水区域や水道施設について説明した。

思川から東の区域では思川浄水場から給水されているが、思川浄水場は、古河市との共有施設であり、野渡地区と野木地区は古河市の給水区域となっている。また、西側の区域では、川西配水場で給水している。その他、川田地区は、浄水場から送られる水道水の水圧が弱くなるため、増圧ポンプ場を設けている。

○資料「野木町水道事業の現状について」を用いて、事務局から説明した。

1. 審議会の位置づけ

審議会の設置の根拠法令及び目的は、野木町上下水道料金等審議会条例第2条に基づき、水道料金、下水道使用料及び農業集落排水使用料に関し必要な事項を審議するため設置される。

また、今後の大まかな流れとして、町長から諮問を受けた適正な使用料水準等について、審議会で意見を取りまとめ町長に答申し、内容をふまえ町長から議案として議会に諮る形となる。

2. 全体スケジュールと検討内容

第2回目の審議会を令和7年2月、第3回目を令和7年5月、第4回目を令和7年8月に実施し、令和7年10月に答申を予定している。

なお、本日の検討内容は、野木町の水道事業の現状及び適正な水道料金水準を検討する必要性についてである。

3. 野木町の水道料金について

町の水道料金及び料金体系は、メーター使用料、基本料金及び超過料金で構成され、具体例として、水道メーターの口径20mmで、1ヶ月間で20m³の水道を使用した場合の計算方法と料金を例示した。

県内市町の水道料金の比較について、一般家庭で1ヶ月あたり20m³使用した場合の料金を比較。野木町は2,530円であり、県内では5番目に安価である他、全国平均3,343円、県内平均3,246円のどちらも下回っている。

また、町の水道料金の改定状況について、町では平成元年度に料金改定を行ったが、その後は、消費税率改定によるもののみである。

その他、県内事業体の改定状況について、合併に伴う改定や料金体系、料金水準の見直しを行った事業体が複数ある。

4. 適正な水道料金の水準を検討する必要性について

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による外出自粛の影響で、自宅での水需要が増加し、令和4年度は、新型コロナウイルスの対策として、基本料金の減免を実施したが、減免分は一般会計から補助され、経常収益は3億8千万円弱まで増加した。しかし、近年では電気量の高騰等により、施設の維持管理費が増加し、令和4、5年度は純損失を計上した。

また、給水人口と料金収入の平成26年度から令和5年度までの実績と令和6年度から令和12年度までの推計にて、令和3年度は外出自粛の影響により収入増となったが、令和4度は基本料金の減免があったため収入は減となっている。令和5年度はコロナ禍前と同水準に戻りつつある。ただ、人口減少に伴い、町の給水人口も平成28年度をピークに減少し、令和9年度には3億円を割り込む推計となっている。

管路施設の老朽化について、水道管の一般的な耐用年数は40年とされ、既に73.5kmが耐用年数を超過している。今後10年間で、33.4kmの管路が耐用年数を迎える見通しである。

その他、町のこれまでの取組として、平成28年度から料金徴収、水道の開閉栓などの業務を民間業者へ委託、また、管路台帳の電算

化により、業務の効率化を図り、職員数を削減、企業債の発行を抑制し、支払い利息を削減、水道事業と下水道事業を一つの部署に統合し、知識の共有や共同発注など効率的な組織運営に取り組んでいる。

なお、町の今後の取組として、茨城県主導の水道事業の広域連携（一体化）により、国からの交付金の活用や施設の効率化などが期待される。

まとめとして、現在の収支状況は、既に純損失を計上しており、給水人口の減少による料金収入の減少が見込まれる。

また、既存施設の老朽化により、支出面にて必要財源の増加が見込まれ、町水道事業の経営努力のみでは、今後の対応は困難である。

（以下、議題 1 に係る質疑応答）

質問 1

過去 10 年間にどれぐらいの金額を値上げしたか。

回答 1

次回、回答できるようにする。

質問 2

料金体系が示されているが、この体系とは別の体系を取っている事業体はあるか。

回答 2

水道料金の体系には 2 種類あり、口径別料金と用途別料金があるが、野木町は用途別料金となっている。用途別料金は、浴場や工場など用途に分けて料金を設定するが、当町では分けておらず、一体的な料金となっている。

一方で、口径別料金は、水道メーターの口径によって料金が変わるというものである。

栃木県内では、口径別料金の体系をとっているところが多い印象。

比較的、都市部である、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、下野市等は、口径別料金を採用している。

質問 3

野木町は口径別料金ではなく、用途別料金ということであったが、口径ごとに基本使用料が出ているのは何故か。

回答 3

ここで提示しているのはメーター使用料であり、あくまで水道メーター

そのものの使用料となる。そのため、口径別になっているが、用途別体系の料金には反映していない。

質問 4

「第3回検討会」で検討予定となっている「①料金体系について」とは、口径別と用途別の、どちらの料金体系がいいかを検討するということか。

回答 4

そのように考えている。

質問 5

古河市から給水を受けている地域（野木、野渡地区）の料金は、野木町と同じか。

回答 5

古河市の料金で徴収されており、検針も古河市が行っている。

質問 6

町の一般的な家庭では、どの口径が使われているか。

回答 6

一般家庭では、20mmが多く使われている。

アパートでは13mmの場合もあるが、一般家庭を想定し、計算例でも20mmで例示している。

質問 7

野木町と古河市の料金では、どちらが高いとか、その他にも違いはあるか。

回答 7

料金体系の話になるが、古河市は口径別という料金体系をとっている。

そのため、単純比較はできないが、13mmで、水道を10m³使うと1,375円になる。野木町にて同じ条件で使用した場合は、1,100円となるので、この場合、約200円差となる。

質問 8

町給水区域内は、川西配水場の区域も同じ料金体系か。

回答 8

同じ体系である。

質問 9

足利市等は、何故、野木町より料金が安いのか。
足利市等の料金体系や、その他、参考にできるようなものはあるか。

回答 9

以前確認したところ、水源が地下水である他、口径別料金を採用しており、口径13mmの場合、消費税抜きで560円程、口径20mmを超える場合、消費税抜きで1,460円程になるなど、使っている口径によって、その比重が野木町とは異なっていることも要因かと思われる。

質問 10

茨城県主導の水道事業の統合とあるが、古河市と野木町の異なる料金体系も統一するようこれから検討していく予定はあるのか。

回答 10

浄水場が古河市との共有施設であり、古河市が茨城県の広域連携に参加するということで、野木町も同じように参加する方向で検討している。その中で、料金の違いがあるが、将来は、料金を統一する方向性である。

しかし、現状の広域連携の中では、「各事業体で料金を設定する」ということで進めており、料金を古河市に合わせるとか、逆に野木町に合わせるといったようなことは今のところはない。

現在は「経営の一体化」を目指して進んでいるが、遠い将来、「事業の一体化」がなされると、茨城県の広域連携に参加している事業体が全て、同じ料金、同じ料金体系で徴収していくようになる。

質問 11

区長会で、浄水場見学に行ったところ、全員が古河市の職員及び受託業者であった。今後は、野木町の職員も一緒に配置される想定はあるのか。

回答 11

現在の浄水場の管理は、古河市が全部行っており、そこに町が負担金を出している。

今後、広域連携の中で施設の更新等があるので、負担金以外にも人員を出すことは想定される。

また、野木町と古河市は別々の事業体であるが、例えば、経営の一体化が進み、野木町と古河市の二つを合わせた方がいいという話になれば、野木町と古河市の職員で管理するようになるかと思われる。

しかし、現時点では、野木町から人員を出すということはない。

質問 12

例えば、今後10年間、現状のまま事業を続けた場合、このぐらいの損失になるというようなものや、経営状況がどうなっているかというようなシミュレーションはあるのか。

そういうものがないと、料金の値上げが必要であるとなった場合、根拠が薄くなると思う。

回答 12

2回目以降の議題にあげることになるが、基本的には日本水道協会が発行している算定要領などを参考にしており、料金算定期間として、5年程度を想定している。

給水人口の減り具合や、それに対する水道料金を想定で当てはめ、そこに今後、想定される支出を当てはめると、結果として今後の5年ほどで、どれぐらいの純損失が出るかが算出される。算定要領上では、純損失が、最低でもゼロとなるように、料金水準を改めて検討しなければならない。

次回以降の会議で、算出した見込みの金額と、それに基づいた案を提示したい。

(2) 野木町下水道事業の現状について

○資料「野木町排水計画区域図」を元に、野木町内の下水道区域や処理施設等について説明。

町内、南西に位置する思川浄化センター（汚水処理場）で処理される下水道を公共下水道としている。公共下水道を使用できる区域は、町内全域ではなく市街化区域や野木、野渡地区といった一部の区域となる。なお、上述の区域内でも未整備地区は残っており、毎年、少しずつ下水道管を延伸し整備地区を広げている。

また、思川西側の地区と佐川野地区は、農業集落排水事業区域であり、それぞれでクリーンセンターという独自の汚水処理施設を持つ公共下水道と同様のものである。

○資料「野木町下水道事業の現状について」を用いて事務局から説明。

1. 全体スケジュールと検討内容

水道事業と同様であり、本日は、下水道事業の現状と課題の説明、2回目以降に使用料について具体的に審議する。

2. 野木町の下水道使用料について

基本料金と超過料金で構成。具体例として、1ヶ月に25^m下水道を使用した場合の計算方法や金額を例示した。なお、農業集落排水使用料も同様である。

県内市町の下水道使用料水準の比較として、一般家庭にて、1ヶ月あたり20^m使用した場合の使用料を比較。野木町は2,530円であり、県内では4番目に安価である他、全国平均2,787円、県内平均2,718円のどちらも下回っている。

使用料の改定状況については、町では平成9年度に野木町下水道条例が施行され、下水道使用料が発生するようになった。平成26年度及び令和元年度に料金改定を行っているが、いずれも消費税率改定によるもののみである。

県内事業体の改定状況を一覧で示したが、複数の事業体で使用料水準の見直しがされている。

3. 適正な下水道使用料の水準を検討する必要性について

平成25年度から令和5年度までの下水道使用料の推移を提示したところ、汚水処理費用を下水道使用料として得た収入でどれくらい賄えているかという指標である「使用料回収率」は、基本的には70～80%程度で推移している。なお、100%より下回っている分については、一般会計からの繰入金で補われている。

人口減少に伴う使用料収入減少の平成26年度から令和5年度までの実績と令和6年度から令和12年度までの推計については、

下水道事業は現在も新規工事を実施しているが、接続者の増加よりも人口の減少が上回っている。水道事業と同様、人口の減少に伴い、使用料収入も減少する見込みである。

施設の老朽化については、下水道管の標準的な耐用年数は50年であり、現時点では超過した管渠はないが、ローズタウン造成時の下水道管は昭和57年頃に布設されたものであり、現在は町の公共下水道に編入されており、今後10年で耐用年数を迎える。

その他、町のこれまでの取組として、料金徴収業務などを民間業者へ委託、管路台帳システム電算化による業務の効率化、水道事業と連携した業務の共同発注、組織体制の効率化、知識の共有がある。

なお、新規の管路布設や施設更新にあたり、国庫補助金を最大限活用し、使用料収入以外の財源確保に努めている。

また、町の今後の取組として、ストックマネジメント計画に基づく投資の平準化、工事の際に発生する不用品の売却、PPP、PFIといった官民連携の有効性について検討。

まとめとして、下水道事業は、汚水処理に係る費用について、使用料による収入のみで賄うことができず、一般会計からの繰入金による補填を受けて運営している。

また、人口は今後も減少していく見込みであり、それに伴い使用料収入も減少していくことが見込まれる中、昭和57年頃から布設した管路の更新時期が迫っており、町下水道事業の経営努力のみでは、今後の対応は困難である。

(以下、議題2に係る質疑応答)

質問 1

野木町の下水道は、合流式と分流式のどちらか。

回答 1

野木町は分流式。

質問 2

資料に、ストックマネジメント計画の記載があるが、各委員に配布することは可能か。

回答 2

可能である。

ストックマネジメント計画とは、言い換えると、長寿命化計画となる。例えば、汚水管を維持管理していくのに、今後必要な修繕をしていく場合、1回でまとめて実施するのではなく、複数回に押し並べてどの時期にどのようにやっていくか、あるいは点検をし、現在傷みがある箇所を調査することで、今後の管路更生等を検討していくというような計画である。

現在の計画は令和５～９年の５ヶ年計画となっている。

質問 ３

資料に、工事で発生する不用品売却による新規収入源の確保とあるが、具体的にどのようなものか。

回答 ３

逆川排水機場の工事にて、電気設備等の鉄くずや地下ケーブルを引き直す際の銅線等が出ている。売却し、少しでも収入になるようにと考えている。

また、雨水も含めて下水となるので、逆川排水機場を例として挙げたが、大部分の下水道管は塩化ビニール管のため、売却は難しいと思われるが、汚水処理で出た汚泥を肥料とし、資源化する方法があるので、可能なものは再生利用するよう、下水道事業を進めている。

質問 ４

使用料回収率が１００％に満たないとのことだが、１００％になるにはどうしたらいいかというようなことを、これから考える必要があるのか。

回答 ４

上下水道事業は公営企業であり、独立採算を前提としている。

理想は１００％だが、一度に達成させるということは難しいと思われる。理由として、下水道事業は、計画区域内でも、下水道はまだ完備されておらず、整備を進めながら、回収率を上げていければと考えている。

質問 ５

使用料回収率は、他の事業体では、どの程度か。例えば、栃木県内全体ではどのようなになっているのか。

回答 ５

古河市、宇都宮市、小山市、栃木市等では下水道事業の開始は早かったと思われるが、そういったところでは歴史が古い分、整備が進んでおり、野木町よりも高い回収率ではないかと思われる。

一方で、事業開始が早かった分、今後は更新の必要がある。他市町の回収率については、正確なところは把握していないが、おそらくは更新にかかる費用を換算し、全体的に少しずつ料金を改定していきながら、その経費回収率を維持していくというのが一つの考え方になるのかと想定している。

質問 6

水道の給水人口と下水道の水洗化人口に4,000人ほどの差があるのは、何故か。

回答 6

水道事業は基本的に整備が終わっており、下水道事業は先ほどの説明どおり整備中である。

また、浄化槽による水洗化区域もあるため、4,000人の差になっている。

質問 7

思川浄化センターは、県の施設であるが、町との関係性はどのようなになっているか。

また、浄化槽の使用区域に、下水道施設を通せば、接続人口が増え、増収も見込めるのではないか。管路が長く、埋設する費用がかかるとは思うが、検討してほしい。

回答 7

野木町の下水道事業が抱えている課題の一つに、ローズタウンの管路等の老朽化がある。老朽化対策をしながら、未整備地区に下水道を整備するのは、困難である。

また、思川浄化センターは野木町と小山市の一部が、一緒に汚水処理をしてもらっているものであり、野木町は県に対し負担金を出している。

負担金、施設の運営、維持管理費用も、町の下水道使用料に含めて考えていかなくてはいけない問題として捉えていただければと思う。

質問 8

使用料改定を行っている市町村は、どのような理由で料金を上げたか。

また、人口的に同規模の市町村があれば、参考にできると思うので、教えていただきたい。

回答 8

少し大きいかもしれないが、栃木県の壬生町を参考にしている。他県も含め調べて、提示したい。

下水道使用料を上げる理由については、野木町は自身で処理場を持っていない。上三川町も同様だが、他にそういう事例があまりないため、比較が難しい。課題として捉え、次回以降に資料を作成したい。

質問 9

P P P 及び P F I について教えてほしい。

回答 9

P P P 及び P F I とは、包括的に民間に管理を委託する業務となる。

まず、污水管路の長寿命化計画を策定し、傷みがある箇所を調査する。そして、管路の設計と更生工事を一括して、民間に委託するというような業務となる。

そういったものを、国が進めているが、野木町では導入が有意義かどうかという検討も、まだ始まっていない状況である。

質問 10

思川浄化センターの処理能力は、まだ余裕があるのか。

回答 10

正確にどのぐらいかは把握していないが、おおよそ、現計画に基づいた水量を処理できるように作られていると思われる。

質問 11

野木工業団地は、現在、公共下水道の区域外となっている。

個人宅を中心に整備されているため、人口が減ると汚水量も減る。しかし、固定費は上がっていくため、現在のような状況になる。

一方で、工場には人がたくさんおり、排水も多くなることから、公共下水道に接続できれば、使用料が大きくなっても支払うことができる。

また、今後、下水道を整備していくには、住民が多いところでないと、効率的な回収は将来的に望めない。マンションが建っているところ等であれば、確実に人が住み、「まち作り」と繋がる場所かもしれないが、人が集まらなないと、上手くいかないと思う。

また、ある工場では、ここ半年間、排水で悩んでいる。ラインを増やしたことで、排水が全部変わり、排水処理の見直しに相当の金額をかけている。工業団地は河川放流なので、綺麗にしてから放流しないといけない。そのため、民間の業者に入ってもらいながら厳重に毎日排水を調べている。

まだ処理能力があるのであれば、もう少し効率的なところに下水道を整備していくことを考えていければいいのではないか。

回答 11

工業団地は、下水道の区域外である。

今後、人口減少は大きな問題となるので、収益的に検討していく必要性はあるかと思う。今後の整備課題として検討していきたい。

質問 1 2

公共下水道利用は、個人の自由なのか。

私が住んでいるところでは既に下水道が整備されている。しかし、側溝清掃の際、公共下水道に接続していないと思われる物件について話を聞くことがある。

そのことから、個人で希望しなければ、公共下水道に接続しなくても問題ないと思っていた。

回答 1 2

接続義務はないが、下水道が整備されている区域内には、下水道接続のお願いの通知を、毎年送付している。

しかし、整備済の区域でも、未接続の物件はある。道路から1 mほどの民地内に「公共汚水ます」を、町で設置し、その公共汚水ますに、自宅の排水管を繋ぐというのが下水道施設の考え方だが、その工事については、自身の負担となることなどが理由と考えられる。下水道についての相談の中には、経済的な事情等で接続工事ができないというものがある。

7 閉 会

VII. その他

- ・次回スケジュール
2月以降、開催予定。